特定非営利活動法人日本沙漠緑化実践協会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本沙漠緑化実践協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区外神田五丁目5番5号 沼田ビル2階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、沙漠の緑化、開発事業及び国内外に おける全般的な環境保全事業を実践し、このための調査、研究、教育事業の推 進及び人材育成を行い、もって地球環境の維持、向上を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第1条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 環境の保全を図る活動
 - (2) 国際協力の活動
 - (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
 - (1) 沙漠緑化事業
 - (2) 沙漠緑化事業に対する専門家やボランティアの派遣
 - (3) 沙漠緑化事業の普及啓発に関する事業
 - (4) 国内外における全般的な環境保全事業に対する専門家やボランティアの派遣事業
 - (5) その他目的を達するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
 - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した法人

(入会)

- 第7条 1 会員の入会について、特に条件は定めない。
 - 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、 会長に申し込むものとする。
 - 3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認 めなければならない。
 - 4 会長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した 書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
 - 5 会員についての必要な事項は、この定款に定めるもののほか理事会がこれ を定める。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して5年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第11条 1 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の議決により、これを 除名することができる。
 - (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に 弁明の機会を与えなければならない。

第3章役員

(種別及び定数)

- 第12条 1 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事3人以上15人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
 - 2 理事のうち1人を会長とし、また1人以上3人以内の常任理事を置くこと ができる。

(選任等)

- 第13条 1 理事は、理事会において選任する。
 - 2 会長及び常任理事は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第14条 1 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 2 常任理事は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき は、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び社員総会又は理事会の議決 に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不 正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを 発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に 意見を述べること。

(任期等)

- 第15条 1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又 は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その 職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、**遅滞**なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 1 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事については理事会の議決により、監事については社員総会の決議により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に 弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会議

(種 別)

- 第19条 1 この法人の会議は、社員総会及び理事会の2種とする。
 - 2 社員総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(社員総会の構成)

第20条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(社員総会の権能)

- 第21条 社員総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業計画及び予算
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 監事の選任及び解任
 - (7) 役員の職務
 - (8) 会費の額
 - (9) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

(社員総会の開催)

- 第22条 1 通常総会は、毎年1回開催する。
 - 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(社員総会の招集)

- 第23条 1 社員総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。
 - 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、 その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(社員総会の議長)

第24条 社員総会の議長は、その社員総会に出席した正会員の中から選出する。

(社員総会の定足数)

第25条 社員総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(社員総会の議決)

- 第26条 1 社員総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過 半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員総会での表決権等)

- 第27条 1 各正会員の表決権は平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由により社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用 については出席したものとみなす。
 - 4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の 議決に加わることができない。

(社員総会の議事録)

- 第28条 1 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければ ならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2人が、 記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他社員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

- 第32条 1 理事会は、会長が招集する。
 - 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日 以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の護決)

- 第34条 1 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

- 第35条 1 各理事の表決権は、平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、 理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決 に加わることができない。

(理事会の議事録)

- 第36条 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2人が記 名押印又は署名しなければならない。

第5章資産

(権 成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管理)

第39条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長 が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画書及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、社員総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第44条 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に 準じ収益費用を講じることができる。
 - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定 予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第46条 1 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(陸権の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第48条 1 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の 4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事 項については所轄庁の認証を得なければならない。
 - 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)した時は、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第49条 1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 社員総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の 3以上の議決を経なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければな らない。

(残余財産の帰屋)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、社員総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の4分の 3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して 行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 この法人のホームページに於いて行う。

第9章 相談役・顧問

(相談役及び顧問)

第53条 この法人に、相談役及び顧問を置くことができる。

(相談役及び顧問の委嘱)

第54条 相談役及び顧問の委嘱は、会長が行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

- 第55条 1 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別 に定める。

第11章 雑 則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを 定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長 藤田 佳久 常任理事 田岡 釟郎 山中 勝美 常任理事 理 事 小島 善明 理 事 石田 敏光 理 事 岡 尚志 理事 柴﨑 宣子 理 事 佐藤 夕姫 理 事 堀田 麗 監 事 石山 勝一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立 の日から平成24年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 正会員

5,000円

一般会員(個人) 5,000円

(団体) 10,000円

費助会員 (法人) 50,000円